

令和7年度～令和8年度

浅瀬石川二期農業水利事業

中泉幹線排水路改築その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

浅瀬石川二期農業水利事業中泉幹線排水路改築その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、浅瀬石川二期土地改良事業計画に基づき、中泉幹線排水路を改修するものである。

2 工事場所

青森県北津軽郡鶴田町瀬良沢地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

中泉幹線排水路

施工対象延長 排水路延長 L = 180.00m

施工始点 No.44 + 2.21

施工終点 No.47 + 32.21

内 訳

矢板護岸工 180.00 m

法覆護岸工 738.00 m²

原形復旧工 1 式

仮設工 1 式

4 工事数量

別紙 - 1 「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

(1) 工種 矢板護岸工、法覆護岸工

近隣農地の耕作のための営農車両の通行を妨げないよう、5月1日～31日及び9月1日～10月31日の施工を制限する。なお、田植、稲刈等が終わり、工事用進入路を通行する営農車両が見られない場合など、各関係農家の調整や気象条件により、期間が変更になる場合は監督職員と協議するものとする。

法覆護岸工は、降雪・積雪時の施工が困難なため、令和8年12月15日までに完成させなければならない。

(2) 工種 耕地復旧工及び仮設工

耕地復旧(畔塗工を含む)右岸工事用地の仮畦畔は、令和8年4月30日までに完成させなければならない。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等138日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休(5月4日～5月6日)夏季休暇(8月12日～8月14日)、年末年始休暇(12月29日～1月3日)。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前7時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

2 関連工事

(1) 工事用進入路の共用区間と維持管理

本工事で使用する第2号工事用進入路は、下記工事の受注者と共用とし、その維持管理は中泉幹線排水路(その10)工事の受注者が行うこととする。

中泉幹線排水路(その10)工事 (施工工期 令和7年11月～令和9年3月)

中泉幹線排水路(その11)工事(仮称) (施工予定工期 令和8年7月～令和9年3月)

(2) 土砂仮置場の共用

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工

事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

中泉幹線排水路(その10)工事 (施工工期 令和7年11月~令和9年3月)

中泉幹線排水路(その11)工事(仮称) (施工予定工期 令和8年7月~令和9年3月)

中泉幹線排水路(その12)工事(仮称) (施工予定工期 令和8年8月~令和9年3月)

3 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表及び別図-1のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備考
青森県道150号線	1名/日	昼間	無	交通誘導警備員B

(3) 交通対策

第2号工事用進入路に接続する篠田橋、No.31付近の中瀬橋及びNo.59付近の沼田橋はT-14荷重となっているので、本荷重を超えた車両の通行は出来ない。

工事資機材等の運搬において、一般の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。なお、公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

関係機関又は第三者から安全対策を求められた場合、その対応を監督職員と協議するものとする。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用道路等

(1) 工事用道路

受注者は、図面に基づき、工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

(2) 分解・組立ヤード及び車廻し

過年度工事で設置し、存置している篠田橋右岸上流側の分解・組立ヤード及び車廻しは、本工事で使用した後、撤去するものとする。

(3) ほ場の水口等

受注者は、工事用道路等を整備する前に現地調査を行い、営農上支障となる水口等がないか確認するものとし、支障となる水口等があった場合は、監督職員に報告した上で対応を協議しなければならない。

(4) 仮畦畔の撤去

No.41+5.79～No.47+32.21区間の仮畦畔は、令和9年2月までに本工事で撤去を行うものとするが、積雪等の現場条件により困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

2 土砂仮置場

掘削土と工事用道路盛土材を仮置きする土砂仮置場は、図面に示す箇所とし、名称、土砂仮置場から搬出及び土砂仮置場からの搬入予定量は次表のとおりである。工事現場内の掘削土と工事用道路盛土材は、監督職員の指示により分別し、搬出・整地するものとする。なお、土砂仮置場は関連工事と共用して使用するため、使用に当たっては監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議しなければならない。

また、関連工事等との調整により、土砂仮置場を変更する場合又は土砂仮置場の維持管理等に係る変更が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

名称	搬入予定量	搬出予定量	備考
米マイロード仮置場 (五所川原市大字中泉字松枝)	353 m ³	690 m ³	
紅葉仮置場 (五所川原市大字原子字紅葉)	- m ³	69 m ³	

3 仮設橋梁

鶴田町道中泉瀬良沢線の梅田揚水機前に設置している仮設橋梁は、T-25 荷重であり、工事車両の通行に支障は無いが、一般通行を優先して、注意して通行するものとする。

4 除雪工

除雪は降雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

5 仮締切工及び水替工

施工時の排水路水位は 40cm 以下と想定しているが、これにより難しい場合は排水路水位の状況等を提示の上、仮締切等について協議するものとする。

第 6 章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面番号 6 ~ 9 -3/3 の耕地復旧及び仮畦畔までの範囲であり、着工までに契約予定である。

2 工事用地等の使用及び返還

（ 1 ）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。

（ 2 ）工事用地等は、別紙 - 2 に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

（ 3 ）工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。

（ 4 ）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。

（ 5 ）工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

（ 6 ）借地の利用に当たっては、農地内に建設廃材等（砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、ビニールシート等）が混入しないように、受注者の責任において行うものとする。

第 7 章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（令和元年7月1日施行）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）砕石

- ア 再生クラッシャーラン RC - 40
- イ クラッシャーラン C - 40
- ウ 割栗石 径5～15cm

（2）コンクリート二次製品

- ア 高強度コンクリート矢板 KC150A
- イ 笠コンクリートブロック H400×B500
- ウ 張ブロック t = 100mm

（3）コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的
無筋コンクリート (一般構造物)	18	8	40	65 以下	B B	中詰コン クリート

（4）木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート矢板	カタログ、試験成績書、構造計算書
笠コンクリートブロック	カタログ、試験成績書
張ブロック	カタログ、試験成績書
砕石類	試験成績書、粒度分析表

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
吸出防止材	カタログ、性能評価報告書
土木用シート	カタログ、試験成績書

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
高強度コンクリート矢板	外観・寸法	抽出
笠コンクリートブロック	外観・寸法	抽出

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
高強度コンクリート矢板	KC150A	上北郡六戸町
笠コンクリートブロック	H400×B500	弘前市
砕石	C-40	五所川原地区
割栗石	5 cm ~ 15cm	五所川原地区
洗砂	(細骨材用)細目	五所川原地区
山土		五所川原地区
敷鉄板	t=22mm	青森市

5 工事に使用する購入土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の 2 による林地開発許可書）

第 9 章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する必要があるため、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔 確認 対象	備考
共通 工事	掘削	床付け状況、 基準高さ	初期床付け完了時		
		地質状況	地質変化時		
	指定仮設工 (共通事項)	高さ、幅、長 さ、深さ等	設置完了時点で各工 種代表1箇所		
	指定仮設工 (工事用道路)	延長、幅	設置完了時点で1箇 所		
水路工事 コンクリート矢板		基準高	初期施工段階で1箇 所		
道路 復旧工	路盤工	基準高、厚さ	初期施工段階で1箇 所、以降構造変更毎 に1箇所		500 m につき 1箇所以上、500 m 未満は2箇 所

(3) 中間技術検査

- ア 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- イ 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- ウ 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。
- エ 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- オ 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 法覆護岸工基礎砕石

(2) 建設発生土の利用

工食用道路の盛土材は、図面に示す法覆護岸工事の建設発生土を利用しなければならない。

(3) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住 所	受け入れ 時 間	事業区分
有筋コンクリート殻	(有)山勝石材	青森市浪岡大字北中 野字上沢田 112-49	8時～17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック (土木シート)	(株)竹内組 破碎施設	つがる市稲垣町繁田 袋井 115-3、12 他	8時～17時	〃
木くず(伐根・枝葉)	(株)新岡組	北津軽郡鶴田町大字 廻堰字大沢 81-188	8時～17時	〃
金属くず	(株)兼建興業 いわきリサイクルプラント	弘前市大字五代字従 弟沢 1024-2	8時～17時	〃

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	(1)仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	(2)土工	土工 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	(3)基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	(4)本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	(5)本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	(6)その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

5 土工

(1) 伐開工

ア 伐開区分は、伐開 とする。

イ 伐開は、No.44+2.21 ~ No.47+32.21 区間の排水路内及び排水路法面を対象とする。

ウ イ以外の工事の施工上支障となる枝葉等については、範囲や実施方法を事前に監督職員と協議の上、枝払いを行うものとする。

なお、枝払いした枝葉等は、産業廃棄物処理場へ搬出するものとする。

(2) 掘削

ア 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て紅葉仮置場へ搬出しなければならない。

イ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

ウ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(3) 埋戻し及び盛土

コンクリート矢板背面部の埋戻しは事前に締め固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。

6 矢板護岸工・根固工

コンクリート矢板打設及び袋詰玉石の施工において、著しく現場条件が異なる場合は監督員と協議するものとする。

7 畔塗工

畔塗工に用いる土は、各耕地の表土とする。ただし、施工に当たっては、各耕地の地権者へ確認のうえ、実施するものとする。

8 耕地復旧

耕地復旧は、現地測量の上、凹部が平坦になるよう表土を補充した後、耕起する。

なお、借地部の耕地の表土補充は山土により行い、補充厚さは2cmと想定しているが、著しく異なる場合は監督員と協議するものとする。

(1) 水田部

表土補充した後にトラクター等により、1回掛けの耕起を行い、均平に仕上げなければならない。

(2) 畑地部

表土補充した後にトラクター等により、1回掛けの耕起を行わなければならない。

9 仮設工

(1) 工事の施工上支障となる枝葉等については、範囲や実施方法を事前に監督職員と協議の上、

枝払いを行うものとする。

なお、枝払いした枝葉等は、産業廃棄物処理場へ搬出すること。

- (2) 管理用道路の復旧及び安定シート等、仮設物の撤去後の後片付けは入念に行わなければならない。仮設用地に係る耕地の原形復旧（耕起・畦畔復旧等）は、次年度に別工事で施工する予定であるが、それ以外の原形復旧は本工事で行うこととする。

第10章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

3 工事現場等における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」)によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第 30 条によるものとする。

ただし、異常出水については、本工事仮締切計画流量を 6.7m³/s と想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1 土質等により構造及び工法を変更する必要がある場合

- 2 転石が出現した場合
- 3 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事等の中止があった場合
- 4 第三者との協議により設計変更が生じた場合
- 5 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成並びに歩掛調査等を指示した場合
- 6 遠隔確認を行う場合
- 7 その他（両者協議のうえ、必要と認めた場合）

第 13 章 その他

1 契約後 V E 提案

（ 1 ） 定 義

「 V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（ 2 ） V E 提案の意義及び範囲

ア V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、 V E 提案の範囲に含めないものとする。

（ア）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

（イ）工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

（ウ）競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（ 3 ） V E 提案書の提出

ア 受注者は、（ 2 ）の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6 - 1 ~ 4 ）に記載し、発注者に提出しなければならない。

（ア）設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

（イ） V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

（ウ） V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（エ）発注者が別途発注する関連工事との関係

（オ）工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項

（カ）その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、 V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（ 4 ） V E 提案の適否等

ア 発注者は、 V E 提案の採否について、原則として、 V E 提案を受領した日の翌日から 14

日以内に書面（共通仕様書 様式 6 - 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カの V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（ 5 ） V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

（ 6 ） 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

3 主任技術者等の専任期間

（ 1 ）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

- (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（ 1 ）（ 2 ）及び（ 3 ）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式 - 42）に記録し、相互に確認するものとする。

5 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、

変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

7 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいこ

とが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 〔現場閉所 1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7．法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位
構造物とりこわし工	機械	1.01

8 週休 2 日制の促進

本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

9 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、「地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」（URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-248.pdf>」）に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式 1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式 2」という。）を作成するとともに、様式 2 に記載した計上額が証明できる書類（領収

書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

11 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を、「運搬費及び準備費の設計変更について」(URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-26.pdf>」)に示す様式により提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳

書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「工事における余裕期間制度の試行について」（URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-47.pdf>」）に示す別紙様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 339 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（工事完成期限日）まで

13 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30 以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数

補正係数 : 1.2

15 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

16 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加算評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務)所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

令和6年9月20日からの大雨(1)の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
(7.5点)

令和6年9月20日からの大雨(1)の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。(5点)

令和6年9月20日からの大雨(1)の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(2.5点)

17 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」(URL: <https://www.maff.go.jp/tokai/supply/nnzigyo/pdf/dekidakayoryo.pdf>)に基づき行うものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工	右岸			
(1) 掘削工	管理用道路・護岸部等			
土砂掘削	砂質土	m ³	6	
(2) 掘削工	法覆護岸部			
掘削	砂質土	m ³	180	
土砂等運搬	砂質土、現場～資材置場	m ³	180	
積込(ルーズ)	資材置場	m ³	180	
(3) 盛土工	排水路内・河床洗堀部			
積込(ルーズ)	割栗石	m ³	660	
購入土盛土	割栗石5～15cm	m ³	660	
(4) 盛土工	管理用道路・護岸部等			
積込(ルーズ)	砂質土、米マイロード仮置場	m ³	210	
採取土盛土	砂質土、米マイロード仮置場～現地	m ³	210	
(5) 整形仕上げ工	管理用道路・護岸部等			
法面整形	切土部	m ²	320	
法面整形	盛土部	m ²	420	
2. 構造物撤去工	右岸			
(1) 構造物取壊し工	既設護岸工			
コンクリート構造物取壊し	有筋	m ³	29	
ガス切断	3～7mm(既設軽量鋼矢板切断)	m	266	
積込(ルーズ)	廃プラスチック	m ³	9	
殻運搬	有筋コンクリート	m ³	29	
殻運搬	金属くず	m ³	4.0	
殻運搬	廃プラスチック	m ³	9.0	
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)	有筋コンクリート殻	ton	72.0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
処理（産業廃棄物処分費）	金属くず	ton	4.2	
処理（産業廃棄物処分費）	廃プラスチック（土木シート類）	ton	0.3	
3．矢板護岸工	右岸			
(1)作業土工				
床掘り	砂質土	式	1	
土砂等運搬	現場～紅葉仮置場	式	1	
整地	砂質土、紅葉仮置場	式	1	
埋戻	砂質土、米マイロード仮置場～現場	式	1	
(2)笠コンクリート工				
笠コンクリートブロック	H400×B500×L2000、中詰コンクリート含む	m	180	
(3)矢板工				
コンクリート矢板	KC150A L=5.5m, B=1.0m	枚	180	
吸出し防止材設置	合繊不織布 厚10mm 9.8kN/m	m ²	25	
4．根固め工				
(1)袋詰玉石工				
袋詰玉石	1t、割栗石5～15cm	袋	106	
5．法覆護岸工				
(1)作業土工				
基面整正		式	1	
(2)コンクリートブロック工				
コンクリートブロック張り	t=10cm	m ²	738	
基礎砕石	RC-40, t=15cm	m ²	738	
6．舗装工				
(1)砂利舗装工				
砂利舗装工	クランチャー、C-40, t=10cm	m ²	787	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
7. 耕地復旧工				
(1) 耕地復旧工				
畔塗工		m	433	
耕地復旧(補充土)	山土	m ³	103	
耕地復旧(耕起)		m ²	5,140	
8. 仮設工				
(1) 仮設道路工	土木シート			
安定シート	980N/5cm以上、設置～撤去	m ²	1,541	
安定シート	980N/5cm以上、撤去	m ²	1,400	
(2) 仮設道路工	工事用道路(車廻し含む)			
積込(ルーズ)	砂質土、米マイロード仮置場	m ³	87	
積込(ルーズ)	砂質土、現場	m ³	270	
流用土路体		m ³	190	
採取土路体		m ³	87	
土砂掘削	砂質土、路体撤去 現場～米マイロード仮置場	m ³	270	
整地	現場内	m ³	270	
敷鉄板	t=22mm、設置～撤去	m ²	708	
水路保護工	敷鉄板t=22mm、バタ角、設置～撤去	m	17.6	
(3) 仮設道路工	工事用進入路、車廻し、2-2号、分解・組立ヤード			
土砂掘削	砂質土、路体撤去 現場～米マイロード仮置場	m ³	420	
整地	米マイロード仮置場	m ³	420	
敷鉄板	t=22mm 設置・撤去 進入路・車廻し・2-2号・分解ヤード	m ²	1,003	
水路保護工	敷鉄板t=22mm、バタ角、分解・車廻し・第2-2号進入路	m	57.2	
(4) 仮畦畔工				
仮畦畔	設置・撤去	m	152	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮畦畔	設置	m	113	
仮畦畔	撤去	m	149	
(5)安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	69	
(6)除雪工				
除雪	構造物周辺	m ³	60	
除雪	土工部	m ³	360	
除雪	工事用進入路等	m ³	3,380	
除雪	工事用道路	m ³	1,320	
9.その他				
(1)運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	クローラクレーン	式	1	
重建設機械分解・組立・輸送	ロングアームバックホウ	式	1	
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
(2)準備費				
共通仮設(積上げ)				
準備費				
伐開・除根	0～40本/10a	ha	0.108	
木根等処分	運搬	空m ³	9	
木根等処分	産業廃棄物処分(木くず (抜根))	ton	1	
木根等処分	産業廃棄物処分(木くず (枝葉))	ton	4	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。

② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。

③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

交通誘導警備員配置図

S=1:2500

別図-1



令和7年度～令和8年度 浅瀬石川二期農業水利事業
中泉幹線排水路改築その他工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2 - 1 / 4	平面縦断図(1/4)	1	
- 2 / 4	平面縦断図(2/4)	1	
- 3 / 4	平面縦断図(3/4)	1	
- 4 / 4	平面縦断図(4/4)	1	
3 - 1 / 6	横断図(1/6)	1	
- 2 / 6	横断図(2/6)	1	
- 3 / 6	横断図(3/6)	1	
- 4 / 6	横断図(4/6)	1	
- 5 / 6	横断図(5/6)	1	
- 6 / 6	横断図(6/6)	1	
4 - 1 / 2	標準断面図(1/2)	1	
- 2 / 2	標準断面図(2/2)	1	
5	工事用進入路計画平面図	1	
6	仮設計画平面図、断面図	1	
7 - 1 / 3	耕地復旧平面図(1/3)	1	
- 2 / 3	耕地復旧平面図(2/3)	1	
- 3 / 3	耕地復旧平面図(3/3)	1	
8	仮畦畔設置位置図	1	
9 - 1 / 3	仮畦畔設置詳細図(1/3)	1	
- 2 / 3	仮畦畔設置詳細図(2/3)	1	
- 3 / 3	仮畦畔設置詳細図(3/3)	1	
	合 計	22	